中東

国又は地域	単位	旅券法（以下「法」という。）第20条第1項第1号及び旅券法施行令（以下「政令」という。）第5条第1項第1号に規定する手数料（10年旅券かつ書面申請）	法第20条の2第2項の規定の適用を受け、政令第5条第3項第1号に規定する手数料（10年旅券かつ書面申請かつ未交付失効）	法第20条第1項第1号及び政令第5条第2項第1号に規定する手数料（10年旅券かつ電子申請）	法第20条の2第2項の規定の適用を受け、政令第5条第4項第1号に規定する手数料（10年旅券かつ電子申請かつ未交付失効）	法第20条第1項第2号及び政令第5条第1項第2号に規定する手数料（5年旅券かつ書面申請）	法第20条の2第2項の規定の適用を受け、政令第5条第3項第2号に規定する手数料（5年旅券かつ書面申請かつ未交付失効）	法第20条第1項第2号及び政令第5条第2項第2号に規定する手数料（5年旅券かつ電子申請）	法第20条の2第2項の規定の適用を受け、政令第5条第4項第2号に規定する手数料（5年旅券かつ電子申請かつ未交付失効）
アフガニスタン	ｱﾌｶﾞﾆｰ	7,700	10,500	7,500	10,350	5,350	8,150	5,150	7,950
アラブ首長国連邦	ﾃﾞｨﾙﾊﾑ	400	545	390	535	275	420	265	410
イエメン	ｲｴﾒﾝ・ﾘｱﾙ	56,200	76,900	54,850	75,500	38,950	59,650	37,600	58,300
イスラエル	ｼｪｹﾙ	408	558	398	548	283	433	273	423
イラク	ｲﾗｸ・ﾃﾞｨﾅｰﾙ	148,000	203,000	145,000	199,000	103,000	157,000	99,000	154,000
イラン	ﾘｱﾙ	49,500,000	67,500,000	48,000,000	66,500,000	34,000,000	52,500,000	33,000,000	51,000,000
オマーン	ｵﾏｰﾝ・ﾘｱﾙ	42.0	57.0	41.0	56.0	29.0	44.5	28.0	43.5
カタール	ｶﾀｰﾙ・ﾘﾔｰﾙ	398	544	388	534	276	422	266	412
クウェート	ｸｳｪｰﾄ・ﾃﾞｨﾅｰﾙ	33.50	45.75	32.50	45.00	23.25	35.50	22.25	34.75
サウジアラビア	ﾘﾔｰﾙ	410	560	400	550	285	435	275	425
シリア	ｼﾘｱ・ﾎﾟﾝﾄﾞ	1,358,350	1,858,350	1,325,000	1,825,000	941,650	1,441,650	908,350	1,408,350
トルコ	ﾄﾙｺ・ﾘﾗ	3,460	4,735	3,375	4,650	2,400	3,675	2,315	3,590
バーレーン	ﾊﾞｰﾚｰﾝ・ﾃﾞｨﾅｰﾙ	41.0	56.0	40.0	55.0	28.5	43.5	27.5	42.5
ヨルダン	ﾖﾙﾀﾞﾝ・ﾃﾞｨﾅｰﾙ	77	105	75	103	53	82	51	80
レバノン	ﾚﾊﾞﾉﾝ・ﾎﾟﾝﾄﾞ	1,630,000	2,230,000	1,590,000	2,190,000	1,130,000	1,730,000	1,090,000	1,690,000